

第 6 回 石巻地域合併協議会議事録

開催日 平成15年11月13日(木)

場 所 石巻ルネッサンス館 マルチ交流ホール

第6回 石巻地域合併協議会 会議録

開催日 平成15年11月13日(木)
会場 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
開会 午前 9時30分
閉会 午前10時55分

出席者

・ 会長

土井 喜美夫

・ 委員

佐藤 健治

阿部 吉治

齋藤 賢仁

武者 賢三

太田 実

神山 庄一郎

馬場 利一郎

齊藤 正

生出 竜哉

山下 壽郎

高橋 左文

藤本 忠夫

生出 太一郎

山下 三和子

橋浦 清元

三浦 總吉

阿部 仁州

大橋 邦雄

今井 多貴子

平塚 義兼

若山 憲彦

西條 一正

高橋 冠

佐藤 健児

武山 吉夫

山中 祐弘

千葉 五郎

武山 松義

木村 富士男

石森 正人

阿部 和彦

阿部 敏男

萬代 壽一

石垣 仁一

小野寺 好男

・ 幹事長

若山 俊治

・ 副幹事長

佐藤 文志

欠席者

・ 委員

酒井 一郎

・ 副幹事長

本木 忠義

事務局職員

木村 耕二

植松 博史

鈴木 文也

千葉 光

石川 文彦

佐藤 正悦

木村 義則

多田 恭子

齋藤 峰好

阿部 浩樹

日野 一典

遠藤 正啓

佐々木 康夫

本田 亨

阿部 陽一

高橋 真

阿部 健司

説明要員

新妻 周俊

浅野 清一

門田 純一

議事日程

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

報告第30号 石巻地域合併協議会第2小委員会について

報告第31号 新市の名称応募状況について

報告第32号 合併準備補助金に係る要望活動について

(2) 協議事項

協議第13号の2 財産の取扱い(協定項目5)について

協議第18号の1 介護保険事業の取扱い(協定項目21)について

協議第19号の1 行政区の取扱い(協定項目23)について

協議第20号の1 生活保護事業の取扱い(協定項目25-15)について

協議第21号の1 新市まちづくり計画中間案について

(3) 提案事項

協議第22号 消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)について

協議第23号 障害者福祉事業の取扱い(協定項目25-11)について

協議第24号 下水道事業の取扱い(協定項目25-25)について

(4) その他

- ・ 石巻地域合併協議会住民懇談会開催要領(案)及び日程について
- ・ 第7回 石巻地域合併協議会の日程について

5 その他

6 閉 会

1. 開会

司会 おはようございます。

開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料は、第6回協議会会議資料、第5回協議会会議録をお配りさせていただいております。また、これまで御提案させていただきました案件の資料も御持参いただいておりますが、御確認をお願いいたします。

ただいまから第6回石巻地域合併協議会を開会いたします。

会議でございますが、委員総数37名のうち36名の方の御出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の規定により会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

2. 会長あいさつ

司会 それでは、当協議会の会長であります土井石巻市長から御挨拶を申し上げます。

土井会長 どうもおはようございます。それでは、御挨拶をさせていただきます。本日、ここに第6回石巻地域合併協議会を開催するにあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

はじめに、新市の名称募集につきましては各団体において積極的な周知に努められ、お蔭様をもちまして一定の応募が見込まれ、本日締め切りのはこびとなりますことを心から御礼を申し上げます。さて、当協議会も本日で6回の協議を重ねるとともに、新市まちづくり計画検討委員会からの御提言を受け、策定いたしました新市まちづくり計画中間案をもとに、住民の意見、意向を反映させた最終案の策定に向け、各市町の協力により住民懇談会の開催も計画しているところでございます。この懇談会においては、新市の将来像やまちづくりの方向性の案をお示ししながら、合併への理解を深めていただくよう努めなければならないものと考えております。また、前回の協議会で報告いたしました国の合併準備補助金への対応として、早速この6日に知事並びに県議会議長などに対し県内すべての合併協議会連名での要望活動を行い、当協議会からは太田河北町長と私が代表し出席させていただきました。県からは、意を尽くし国に要望していくとの回答をいただいたところであります。

本日は、小委員会の報告、5件の継続案件の協議、3件の新規提案が主な議事となっておりますので、よろしく御協議をいただきますようお願いを申し上げます。挨拶

拶とさせていただきます。

3．会議録署名委員の指名

司会 次に、会議録署名委員の指名でございますが、指名は議長が行うこととなっておりますので、協議会規約10条第2項の規定により、これからの進行を土井会長にお願いいたします。

土井議長 それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。

はじめに、次第3の会議録署名委員の指名でございますが、会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、2名を指名させていただきます。

石巻市の阿部吉治委員、北上町の千葉五郎委員を指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

4．議事

(1) 報告事項

- ・報告第30号 石巻地域合併協議会第2小委員会について

土井議長 それでは議事に入らせていただきます。

はじめに(1)の報告事項ですが、報告第30号 石巻地域合併協議会第2小委員会についてを武者委員長から報告をお願いいたします。

武者委員 第2小委員会の審議結果を、要旨ですが御報告申し上げます。3ページにございますが、それを要約して御報告申し上げます。

去る10月24日、第5回協議会終了後、この当ルネッサンス館で20名の出席で開催いたしました。第4回第2小委員会の審議の概要については、次のとおりでございます。

はじめに、協議事項の議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、前回の会議で、保留または欠席された委員に意見を聴取いたしましたところ、原則を支持する委員が2名、今回も保留とする委員が1名ございました。出席委員からは、保留とする委員の意見が整った時点で協議すべきという意見がございまして、意見集約に至ることはできませんでした。従いまして、当委員会といたしましては継続協議とし、次の会議で各々が主張する意見に対する理由を含め協議することといたしております。

以上で要旨の報告を終わります。

土井議長 ただいまの報告事項について、何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

・報告第31号 新市の名称応募状況について

土井議長 ないようですので、次に、報告第31号 新市の名称応募状況についてを事務局から説明させます。

木村事務局長 それでは、4ページをお開きいただきます。

報告第31号でございますが、新市の名称の応募状況につきまして、本日が締切日となっておりますが、中間での報告をするものでございます。

5ページの方、御覧いただきます。(1)のところに、10月16日から応募を開始いたしまして11月6日までの応募総数1,728件、応募ございました。これにつきましては、ただいま集計、分析作業中でございます。(2)のところが、このうち10月30日までの集計結果でございます。応募数が1,183件ございまして、うち有効の応募数が889件、無効の応募数につきましては、新市の名称にふりがながないとか、あるいは名称の理由がない等が多い傾向でございますが294件となっております。それから、応募名称の種類でございますが303種類、現時点ではなっております。それから、(4)と(5)でございますが、市町別の有効応募者数、それから年齢別の有効応募者数記載されてございます。御覧いただきたいと思っております。

以上、御報告申し上げます。

土井議長 ただいまの報告事項について、何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

・報告第32号 合併準備補助金に係る要望活動について

土井議長 なしということでございますので、次に、報告第32号 合併準備補助金に係る要望活動についてを事務局から説明をいたします。

木村事務局長 6ページ、7ページを御覧いただきます。まず、報告第32号でございますが、先程会長の御挨拶にもありましたが合併準備補助金に係る要望活動についての御報告でございます。

先の協議会におきまして、国の合併準備補助金に係ります要望活動につきましては推移を見定めて対応するということになってございますが、早速、登米地域合併協議会から県内すべての合併協議会連名で要望活動を行いたい旨の意向が示されたところでございます。このことは、当協議会といたしましても同様の要望の必要性を持ち

合わせておりますことから、連携しての要望活動に合意し、土井会長、太田副会長が県内すべての合併協議会とともに県知事、県議会議長等に要望活動を行ったものでございます。

それで、7ページの要望者といたしましては以下記載されてございますが、10の協議会長連名で行なっております。それから、2の要望先といたしましては県知事、県議会議長、県市長会会長、県町村会会長、総務大臣としてございます。要望内容につきましては次のページ以降でございますが、こちらにしたためてございます。御覧いただきたいと思っております。次に、要望日程といたしましては11月6日に県知事へは各協議会会長と副会長、併せまして県内市長会、町村会長が要望を行なっております。同日に県議会議長、それから県市長会会長、これには各協議会会長それと副会長が要望にあたってございます。それから、県市長会会長につきましては当協議会の会長が要望活動をしてございます。さらに、11月10日でございますが、総務大臣へ登米地域合併協議会の会長が連名の要望書を持ちまして要望を行なっております。それから、当協議会からの出席者といたしましては会長の石巻市長が県市長会を代表して、それから副会長の河北町長が当協議会を代表して各々出席いたしまして要望をいたしております。

以上、御報告申し上げます。

土井議長 ただいまの報告事項について、何か質問ございませんか。

（橋浦委員 挙手）

土井議長 はい、橋浦委員。

橋浦委員 我々は国の合併に対する推進の中で、補助金を合併協に出すということやってきたわけでございますね。国に対しては100%信用して、言ってみれば1市6町で石巻は約12万近く、大変申し訳ないんですが5,000足らずの町もありました。そういうところで同じ体制の中でやってきたわけでございますけれども、このたび国の事情でかなり怪しくなったということで、要望が各自治体等々の合併協で知事に要望したということでございますが。私は知事に要望して、当然段階としていいと思っておりますけれども、今の説明を聞いておりますと総務大臣には登米地方の会長さんだけだということでございますけれども、大変申し訳ありませんがそれで良かったのかなというふうに思います。国がどうしてもうまくないときは、県がそれでは出すのかという危惧の念もありますけれども、その辺のいきさつ等々、あるいは感触についてひとつお伺

いしておきたいなとこういうふうに思いますし、さらにこれについてはやっぱり国に県下こぞって行くべきだろうと思いますし、やっぱり全国的にこうした運動を進めるべきじゃなからうかと、こういうふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

土井議長 事務局か、県の方でいらっしゃいますから、どうですか。

(小野寺委員 挙手)

土井議長 はい、小野寺委員。

小野寺委員 この合併準備補助金の件でございますけれども、県としても各県内市町村と同様、非常に信頼関係と言いますか、国と地方の信頼関係、それから合併をこれから進めていくというその気運に対して非常に懸念を持っておりまして、各市町村と併せて国に対して要望をしていくということで考えております。前回のこの場でも御発言申し上げましたけれども、早速総務部長が国の方に要望に行っておりまして、なお引き続き要望をしておるところでございます。

それで、国の状況でございますけれども、総務省としては補正予算でできれば対応したいということでございますけれども、国の補正予算自体がどういうふうになるかまだ流動的だということでございます。

以上でございます。

土井議長 橋浦委員、今の説明でよろしいですか。

橋浦委員 国でだめだったら県でよろしく。

土井議長 そういうことで、最終的には橋浦委員の願いは国でだめだったら県でよろしくということですから、その辺もひとつ御理解をいただきたいと思います。

そのほかございますか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、以上で報告事項を終わらせていただきます。

(2) 協議事項

- ・協議第13号の2 財産の取扱い(協定項目5)について

土井議長 次に、(2)の協議事項に移ります。

はじめに、協議第13号の2 財産の取扱い(協定項目5)についてを議題といたします。

13ページをお開き願います。

この案件につきましては、第4回協議会から継続協議となっているものでございます。調整方針案について皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言をお願いいたします。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 協議第13号の2 財産の取扱い(協定項目5)についてでございますが、石巻市議会といたしまして特別委員会開催の中で協議、議論をいたしております。各町の今後の建設計画が少々不明確、不明朗なところもあるんじゃないかという意見が出ておりますので、それを市にもっていった場合どのような効果、結果になるのかということがもうちょっと具体的に分かった方がいいんじゃないかということで、特別委員会としては今調査、研究中でございます。そういうことで、もう一度継続協議させていただきますようお願いいたします。

土井議長 今、石巻の阿部(吉)委員の方から、もう少し継続協議にさせていただきたいということでございますが、皆さんの御意見はどうでございますか。

武山(吉)委員 賛成。

土井議長 武山(吉)委員からは賛成と。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 石巻の合併特別委員長さんが申されました、各町のいろいろな建設状況と。私どもは先に庁舎を見させていただきました。石巻市の庁舎、感想を議長さんに求められたときに、私はあれは職場じゃない、あれはまさに物置だと言いましたよ。合併して一番先に取り組まなきゃいけないのは庁舎じゃないかなとも思ってますので、その辺も委員長さん心に入れて、他の町の事業というものをみていただければとそう思います。よその方ばかりみないで、自分の方の庁舎、あの辺もよく見ていただければと思います。

土井議長 そのほかございませんか。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 石巻市さんが継続ということですので、私は別にお話申し上げるつもりはありませんけれども、ここの今の協定項目で1市6町の保有する財産及び債権債

務はすべて新市に引き継ぐものとするという原則論なんですね。だから、個別の調整問題でないと思うんです。だから、あんまり石巻市議会さんでその辺こだわり過ぎるということ、これは今後いろいろ調整していく問題でもあると思いますけれども、この原則論は早くお互い認め合った方がいいのではないかなとこのように思います。今日は継続でも結構ですが、いつまでも引きずらないということにして欲しいと思います。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 言葉を返すようでございますが、引きずるとかそういう意味じゃなくて、いかに真剣に取り組んでいるかということをお理解いただきたいと思います。というのは、私たちは一応ここで提案されたものはすぐに委員会を開催いたしまして全部報告いたしておりますので、その中の中身でございますので、決して安易な気持ちでやっているわけではございませんので、その辺御理解いただきたいと思います。

土井議長 はい、そのほかございませんか。

(齊藤(正)委員 挙手)

土井議長 はい、齊藤(正)委員。

齊藤(正)委員 継続に関しては理解は求めたいんですけども、1つ確認ということではないんですけどもちょっとお伺いしたいんですけども、財務の関係で、第4回の中で積立の基金の関係の中に職員退職手当の基金がございますよね。これ、マスコミ等で報道されてるんで住民の人たちも大分分かってるようなんですけども、1市6町の中で6町は組合加入をされていると、石巻だけが加入をされていないという部分がございます、それで正直いって石巻の方では17年3月までに組合加入のことを考えておられるのかということをお聞きしたんですけども。

土井議長 事務局の方から説明してください。

木村事務局長 退手組合については、石巻市の方で今これにつきまして協議しているというふうに私の方は承っております。まだ結論は出ておりませんが、今退手組合さんと協議を重ねている段階というふうに受け止めてございますので、いずれにいたしましても協議の場にいずれ移ってくると思いますので、できるだけ早い結論をお願いしたいとは思っております。

(齊藤(正)委員 挙手)

土井議長 はい、齊藤（正）委員。

齊藤（正）委員 もう1点だけ。組合加入のことにに関して継続でお話を検討していくということなんですけれども、万が一の話なんで本当は回答できるのかなと分からないんですけれども。石巻市が組合加入ができないと、やらないという場合において、そうすると加入権の精算の問題がでてきますよね。もらう方と出さなきゃいけないという過払いの部分が出てくるんで、そういう場合は17年3月までの時点で行うのか、それとも合併ってから調整するのか、精算をするのかちょっとその辺をお伺いしたいんですけれども。

木村事務局長 その件につきましても、まず石巻市の方がどういう形でこの退手組合の対応を結論出していただくか、その出し方によりまして各町にも意向を確認しなくちゃいけないものと思っております。ですから、それをもちましての退手組合への取扱いというものがみえてくるのかなと。今の段階ではまだその辺、各町は退手組合に入っておりますが石巻市だけが入っていないというふうな状況でございますので、その辺は私どもの協議会といたしましては結論待ちの状況でございます。

（平塚委員 挙手）

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 前にもお話したことありますが、退職手当組合に6町が入っていると。6町は退会をしないと、脱退しないと。だから、石巻市さんの問題ですのでこの協議会で論ずる問題ではないと。17年3月の合併時までには、石巻市さんはそれ相応の御負担をなされて退職手当組合に加入していただくということで調整協議を進めていただきたいと思います。私どもは絶対、退職手当組合から職員の退職金を保証していくということから言えば退会しませんので、石巻市の御都合で入らないということになればこの合併は壊れるというふうに御理解していただければよろしいと思います。

以上です。

（山下（壽）委員 挙手）

土井議長 はい、山下（壽）委員。

山下（壽）委員 今、退手組合のお話出たんですが、私この辺を代表して議会に出てますので。先日の会議の中では、県内で入っていないところ、石巻、塩釜、古川ですか、この3市があるということで、この合併を機会に、特に石巻市の方からはぜひ加盟したいというふうな申し出があったということで、その取扱いについていろいろ協議し

ているわけですが、先月の23日だと思っんですけれども3市の方々から事情説明を聞いて、それに県も入って退手とお話し合いをしてその負担金なり、あるいは加入金なりをどのようにするかということが協議されるということが報告ございました。その結果、まだ聞いておりませんが、それである数字が出ると思っんですね。それで協議をして、それに加入金なり応分の負担があれば退手としては入ってもらおうというような方針は決まっています。ただ、その結論はまだ出ていないので、多分来月の10日あたりまでにはもう1回会議があるわけですから、その中で報告あるとこのように思います。

土井議長 そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 この際、次回の協議会まで結論を持ち越し、継続協議とさせていただきますがそれでよろしいですか。

(「はい」という声あり)

・協議第18号の1 介護保険事業の取扱い(協定項目21)について

土井議長 次に、協議第18号の1 介護保険事業の取扱い(協定項目21)についてを議題といたします。

14ページをお開き願います。

この案件につきましては第5回協議会で継続協議となっているものでございます。調整方針案について皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言をお願いいたします。

(橋浦委員 挙手)

土井議長 はい、橋浦委員。

橋浦委員 まず、項目の第1にですね、これは確認ですけれども、いってみれば介護保険料については17年度までは現行どおりとしまして不均一の賦課とする、これは分かりますが、その後、なおのところには納期及び減免規定についても合併時に統一するというところでございますが、こうした規定等々については合併時に統一すると、それは当然つくるだろうというふうには思いますけれども、これ確認しておきますが、河南町は介護保険料とともに、いわゆる利用者負担につきましては通常は1割負担でございますけれども、介護保険というものを普及させるという意味合いで行政の方で、自治体で10%負担を5%負担してきております。従いまして、第2期の策定委員会に

つきましても3年間はこのままでいくという方針になっておりまして、17年度までそこはもっていかなきゃならないだろうというふうに思っておりますし、私もそういうふうになるんですよというふうに住民には説明しておりました。これはこれでよろしいわけですね、一応確認させていただきます。間違っていたら大変なことになりますので。

土井議長 はい、事務局。

浅野保健福祉専門部会長 答えいたします。

介護保険の利用者に対する利用者減免につきましては、ただいま橋浦委員がおっしゃいましたように現在実施している町が1町でございます。この資格要件を問わない一律の利用者減免は、介護保険財政の圧迫が大き過ぎるということの理由から、現行の第2期介護保険事業計画の計画期間であります平成17年度は行わないことといたしました。なお、第3期事業計画期間となります平成18年度以降につきましては、平成17年度に事業計画を策定する中で低所得者対策の1つとして検討事項に加えられる場合もあると考えております。

以上でございます。

土井議長 はい、よろしいですか。

橋浦委員 了解。

土井議長 そのほかございませんか。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 協議第18号の1について申し上げます。例えば、介護保険事業の取扱いの1、介護保険料は18年から統一する、あるいは6についても合併時に統一するということではありますが、内容は1市6町現状バラバラですと、時間の関係あると思うのですが、提案そのものに対して一定に理解はいたします。ところで、これまでの総務省や宮城県、そして石巻市は住民の方々の不安に対して、負担は低い方に、サービスは高い方にとすり合わせていくと説明をしまいいりました。ところが、提案内容は平成18年度から統一するとか合併時に統一するというものであります。負担は低い方に、サービスは高い方という立場を明確ではありません。従って、その立場から明確になるまで継続協議としたいところですが、例えば18年度から負担は低い方に、サービスは高い方にする立場で統一するという文面で、しかし今後協議、提案される国

保や水道料金など住民の負担やサービスの内容の一つひとつについては、同様の確認を行うのが実務上困難であるとすれば、今後本協議会のいずれかの段階において、サービスは高い方に、負担は低い方にするという考え方の基本を協議事項とすることのお約束があれば、今回確認とすることもやぶさかではございません。今、サービスは高い方に、負担は低い方にとの総務省や県の説明、空文書にならないためにも法定協としていかに実行するかが問われると考えられます。

以上です。

土井議長 今の意見どうですか。

(佐藤(健児)委員 挙手)

土井議長 はい、佐藤(健児)委員。

佐藤(健児)委員 今阿部委員さん言ったとおり、本当にそのとおり我々も地域住民懇談会ではそう申し上げてきておりますので、やはりそれは本当にやってもらわないと困るなという思いであります。しかしながら、やはりいろいろ分科会なり専門部会のを聞きますと、つまり端的に言いますと、石巻市の国保などは相当収納率が低いものですから、大変な赤字になり、高くなってますよね。北上と相当格差があるんです。それを高い方に合わせるとなると大変な住民負担になるものですから、その点やはり明確にしておきませんと大変かなという思いであります。その点、やはり会長としてどのように協議会をもっていくのか、その辺大変心配してございますのでよろしくお願ひします。

土井議長 そのほかございませんか。

今の取扱いどういたしますか。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 これは分科会、専門部会、幹事会で協議されたものと思います。なにせ、確かにこの合併、阿部委員がおっしゃったようにサービスは高い方に、負担は低い方にということで、その基本理念はあるわけですがけれども、なにせ介護保険制度を堅持していくということからいえば、その理想論だけでは済まないのではないかなと思います。この17年度不均一課税とし、第3期介護保険事業計画策定時に合わせて、平成18年度からは統一するということですので、あまり新市民が痛みを伴わないような形で、うまく統一してこの介護保険制度を堅持していくということからいえば、これは継続

にはそぐわないのではないかなと思いますので、今日はここは確認してもらいたいと思います。

以上です。

土井議長 今の平塚委員の御意見、どうでございますか。

流れる思想としては阿部委員の言うとおりでございますが、現実を踏まえて、その趣旨に則ってやらせていただくと。阿部委員の思想を重んじて現実をみていくと、こういうことでどうでしょうか。

(「はい」という声あり)

土井議長 よろしいですか。

その他、御異議ございませんね。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、調整方針が確認決定したと思います。

協議第18号の1につきましては、原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、全会一致で確認することになりました。

よろしいですね。

(「はい」という声あり)

・協議第19号の1 行政区の取扱い(協定項目23)について

土井議長 次に、協議第19号の1 行政区の取扱い(協定項目23)についてを議題といたします。

15ページをお開き願います。

この案件につきましても第5回協議会で継続協議となっているものでございます。調整方針案について皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、ここで調整方針を確認決定したいと思います。

協議第19号の1につきましては、原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、全会一致で確認することになりました。

よろしいですね。

(「はい」という声あり)

・協議第20号の1 生活保護事業の取扱い(協定項目25 - 15)について

土井議長 次に、協議第20号の1 生活保護事業の取扱い(協定項目25 - 15)についてを議題といたします。

16ページをお開き願います。

この案件につきましても第5回協議会で継続協議となっているものでございます。調整方針案について皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言をお願いをいたします。

ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、ここで調整方針を確認決定したいと思います。

協議第20号の1につきましても、原案どおり本日付けで確認とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、全会一致で確認することになりました。

・協議第21号の1 新市まちづくり計画中間案について

土井議長 次に、協議第21号の1 新市まちづくり計画中間案についてを議題といたします。

17ページをお開き願います。

この案件につきましても第5回協議会で継続協議となっているものでございます。前回の会議でお示しいたしました中間案について、皆様方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたか御発言をお願いをいたします。

ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、中間案を決定したいと思います。

協議第21号の1につきましても、原案どおり本日付けで決定とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、全会一致で確認することになりました。

よろしいですね。

(「はい」という声あり)

(3) 提案事項

- ・協議第22号 消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)について

土井議長 次に、次第(3)の提案事項に移ります。

協議第22号 消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)についてを議題といたします。

総務部会長から説明させます。

新妻総務専門部会長 それでは、私の方から協議第22号 消防防災関係事業の取扱いについて御説明申し上げます。

恐れ入ります、資料の24ページをお開き願います。資料に基づきまして提案理由の御説明を申し上げます。

消防防災関係事業については、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、新市における防災体制等の調整については次のとおりとするものでございます。

(1)防災会議等についてでございますが、新市の防災会議は、災害対策基本法に基づきすみやかに設置することとし、大規模災害時に対応した防災計画、これには水防計画と原子力防災等を含みますが、これを策定するものいたします。なお、防災計画策定にある程度の期間を要しますことから、策定されるまでの間につきましては、合併するそれぞれの市町の現行の防災計画を準用し、災害等に対応しようとするものでございます。(2)災害対策本部等についてでございますが、災害発生時には、本庁に災害対策本部を設置し、現地については、早急な情報収集及び対策を講じるために、現地災害対策本部を設置するものでございます。なお、ここで言うております現地と申しますのは、現在の各市町単位に災害対策本部を設置するというものでございます。

(3)防災行政無線についてでございますが、現行の防災行政無線は、1市6町で機種が異なっております。財政面を考慮した場合、早急な統一化は困難と思われるため、当面、現行のとおり新市に引き継ぎ、一体的な活用を図ることとするものでございます。(4)自主防災組織等についてでございますが、現在、自主防災組織を結成しておりますのは、石巻市だけでございますが、住民の防災意識及び互助精神の向上を図るため、新市においても引き続き結成に努めるものとし、育成支援事業、これは補助金で

ございますが、これについても現行の石巻市の例により実施するものとするものでございます。

恐れ入ります、資料の19ページにお戻り願います。

ただいま提案理由で御説明申し上げましたとおり、消防防災関係事業の取扱いについての調整方針は次のとおり提案するものでございます。

1、新市において防災会議を設置するとともに、速やかに地域防災計画を策定する。なお、計画が策定されるまでの間は、合併するそれぞれの市町の現行防災計画を準用する。2、災害発生時においては、本庁に災害対策本部を設置し、現地に現地災害対策本部を置くものとする。3、防災行政無線は、当面、現行のとおりとし、新市において一体的な活用を図る。4、自主防災組織及び自主防災組織への育成支援事業については、石巻市の例により実施する。

以上、御提案申し上げます。

20ページを御覧願います。見開きでございますが、これは協議事項の調整内容の総括表でございます。それぞれ項目についてその概要を御説明申し上げます。

項目1の防災会議でございますが、1市6町とも条例に基づきまして現在設置しておりますが、先程申しましたとおり、災害対策基本法の規定に基づき、新市において速やかに設置するものいたします。なお、会議の組織につきましては、石巻市の例により構成するものいたします。委員の定数は60人以内で調整するものいたします。

項目2の地域防災計画でございますが、これには一般災害対策編、震災対策編、原子力災害対策編、資料編の4つの項目を盛り込むことといたしてありまして、新市において速やかに策定するものいたします。なお、計画が策定されるまでの間は、先程申しましたとおり、それぞれ市町の現行の計画を準用するものいたします。

項目3の災害対策本部でございますが、これも先程申しましたとおり、本庁に災害対策本部を設置、現地に現地災害対策本部を置くものいたします。

22ページ、23ページを御覧願います。

項目4の水防協議会でございますが、これは水防法の改正によりまして水防協議会設置は任意となったため、防災会議と一本化を図ることいたします。

項目5水防計画、6原子力防災でございますが、これについては地域防災計画に盛り込むこといたします。

項目7の避難所、いわゆる災害時の避難場所でございますが、これも新市の防災計画において設置することといたしますが、原則、現在の避難場所、現行のとおり引き継ぐものといたします。

項目8の防災行政無線でございますが、これも先程御説明申し上げましたとおり、当面、現行のとおりとして、新市において一体的な活用を図ることといたします。

項目9の自主防災組織及び項目10のその組織への育成支援事業につきましては、先程申しましたとおり、石巻市の例により実施するものでございます。

それから、資料25ページを御覧願います。消防防災関係事業の取扱いに関する関係法令でございます、災害対策基本法の抜粋でございます。26ページが水防法の抜粋を掲載してございます。

隣りの27ページでございますが、先進事例としまして、2つの市と2つの合併協議会の事例を掲載してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

土井議長 今の説明で何か質問ございませんか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 19ページの調整方針でありますけれども、本庁に災害対策本部を設置しとなりますけれども、合併をすれば本庁は市庁舎ということになりますからですけれども、あの本庁で大丈夫なんですかね。私は、よく夏もあそこで職員が事務を執ってられるものだなと感心して見てきたんですよ、合併特別委員長さん、本当。あれ地震直下型なんかきたら、とてもじゃないが入ってられないんじゃないかと思うんですね。大丈夫なんですかね。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 この合併が円満に進んで、17年3月新市になれば合併特例債が待っていると。だから、ズバリ申し上げればこの合併で一番得をするのはどこかと、もう言わなくとも分かると思います。合併後5年あるいは7年後に皆さん協議なされて、とりあえず新市の市庁舎ということになるかと思しますので、今しばし宮城県沖地震、9月の地震がこないことを祈って、この合併を円満に進めるといことにしたいと思います。

阿部委員さん、さっきも申し上げましたが、一番この合併で得をするのは決まっているんですよ。だからあんまりね、ああやってさっきの話戻すわけでもないですけども、新市にみな財産引き継ぐということを、あの辺なんかあんまり細かいことをやらない方がいいと思うんですね。とにかくこの合併を壊さないように、重箱の隅つつくような話はしないようにして、円満に進むようお願いをいたしたいと思います。

以上です。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 さすが桃生の町長さんで、私言いたいことズバリと言ってもらったもので、だからさっき合併特別委員長さんと名前を指差して、庁舎大丈夫ですかと言ったんですよ。そういう訳です。

土井議長 そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それでは、協議第22号は継続協議とさせていただきます。

・協議第23号 障害者福祉事業の取扱い(協定項目25 - 11)について

土井議長 次に、協議第23号 障害者福祉事業の取扱い(協定項目25 - 11)についてを議題といたします。

保健福祉部会長から説明させます。

浅野保健福祉専門部会長 それでは、障害者福祉事業の取扱い(協定項目25 - 11)について御説明申し上げます。

はじめに、提案の理由ですが、資料の38ページをお開き願いたいと思います。

提案の理由。平成15年4月から障害者福祉の一部のサービスが市町で決定する「措置制度」から利用者の自己決定を尊重した「支援費制度」へと変更となり、国の制度に準じたサービスを提供しています。支援費制度以外のサービスや各種手当、利用助成制度については、国等の制度に基づいて実施している事業のほか、各市町の独自の制度もあり、障害者の社会参加にかかる事業においても相違があります。新市においても障害者が自分の住み慣れた地域で可能なかぎり自立した生活を営むことができ、また、積極的に社会参加できるまちづくりが必要と思われます。このため、国等の制度に基づく事業については継続して実施することとし、社会参加にかかる事業及び独自制度については、従来の実績を踏まえながら、域内全体の均衡が保たれるよう再編

や統合を図ることを調整方針とします。

次に、調整項目について御説明申し上げますので、資料の29ページにお戻り願います。

はじめに、本事業の基本的な方針ですが、障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとし、個別調整方針については、次のとおりとする、でございます。次に、個別調整方針の内容ですが、方針の1は、障害者基本計画については、新市において新たに計画を策定する。2．障害者団体については、合併後、速やかに統合できるよう調整に努める。3．重度身体障害者居宅整備事業については、国の助成基準を基本に合併時に統一する。4．障害者スポーツ大会については、新市において大会を一本化することとし、新市において調整する。5．在宅障害者社会活動等支援事業については、新市においても石巻市の例により継続して実施する。なお、視覚障害者介添人派遣事業については、支援費で実施することで調整する。また、声の市報の実施方法については、合併時まで調整する。6．福祉タクシー（障害者）利用助成事業及び自動車燃料費給付事業については、新市において、タクシー券と燃料券の選択ができる制度に統一することとし、対象者及び助成内容については、合併時まで調整する。7．障害者小規模作業所、精神障害者小規模作業所及び障害児拠点療育事業については、新市においても継続して実施する、でございます。

次に、30ページをお開き願います。協議事項調整内容総括表の上の段、調整方針の欄はただいま御説明申し上げました7項目でございますが、下の段の項目は(1)の障害者基本計画に関することから、36ページの(11)障害児拠点療育事業に関するところまで、11項目に分類されております。これは、調整方針の2を身体障害者福祉協会に関することと市・町手をつなぐ親の会に関することの2つの項目に、また、6を福祉タクシー（障害者）利用助成事業に関することと自動車燃料費給付事業に関することの2つの項目に、さらに、7を障害者小規模作業所に関すること、精神障害者小規模作業所に関すること及び障害児拠点療育事業に関することの3つの項目にそれぞれ分類したことによるものでございます。

最後に38ページをお開き願いたいと思います。下の段でございますが、1市6町の現在の障害者数の現況等が、また40ページには他市先進地域の事例が記載されておりますので、参考にさせていただければと思います。

以上、御説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

土井議長 質問ございませんか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 29ページの調整方針の6でありますけれども、統一することとし、対象者及び助成内容については合併時まで調整するとなっておりますけれども、これは金額も全部調整できるものなんですか。

浅野福祉専門部会長 タクシー券につきましては枚数で行っております。燃料費につきましても金額の若干の差はあるんですが、合併時まで調整できるという考え方でおります。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 介護の方もでしたけれども、細かいことはとてもじゃないが間に合わないんじゃないかなと思うところがあるんですね。そんなもので話が先に進むのか、後ろに進むのか、分かりませんが、やはり議員の在任特例、あれもある程度認めた中で、議論していった方がきちっと細かいものまで平均的に振り分けることができるんじゃないかなと思うもので、これは参考のために申し上げます。

(橋浦委員 挙手)

土井議長 はい、橋浦委員。

橋浦委員 何回もすいませんが、河南町は今ことで福祉については突出したと言えれば語弊があるかもしれませんが、この福祉タクシーというものの位置付けも、実は75歳以上の高齢者に対しては、タクシー券月2枚、年間20枚を発行して、初乗り運賃ですね、そういうことでやっておりまして、この間の議会でも議論になりました。高齢者につきましては、障害者という考え方をすべきだという議会からの提案がありまして、その辺の法的な根拠、私今不勉強でございますが、今国でもそういう方向付けで議論されているというふうに伺っております。従いまして、本町におきましては少なくとも先程の老人の福祉策定と同じように、少なくとも17年までは本町については、その福祉タクシーの高齢者75歳以上についての助成をしていきたいなと、こういうふうに今考えているところでございますけれども、この辺の見解などをお伺いしておきたいな

と、こういうふうに思います。

浅野福祉専門部会長 お答えいたします。

分科会、部会とも河南町さんの方の75歳については、かなり時間を割いて協議されております。その中でこれを17万と、人口の中で考えますと大変な負担になるということもございますので、今日御提案申し上げた合併時までには調整するというところでまとめております。ただ、交通の問題がございますので、企画の方の交通部門と今後調整を図っていくという考え方もございます。

以上でございます。

(橋浦委員 挙手)

土井議長 はい、橋浦委員。

橋浦委員 これはそちらの方の協議会にお含みをいただきたいということは、かつては高齢者のタクシー券ということの前に、いわゆる町民バスを走らせてくれと、かなり要望がございました。ただ、河南町につきましてはかなり広い地域でございまして、町民バスを1台で通っても足りないわけでありまして、3台、4台は出さなきゃないということで試算をしました結果、かなり年間の歳出があるということございまして、議会にお諮りをしまして、それよりも高齢化社会でありますので、タクシー券を発行した方が、町民バスを運行するよりずっと経費が安くなったわけです。従いまして、議会の方々の御理解を賜りまして、そういう方向であるということございまして、これが河南町方式じゃだめですよということになりますと、各地区で町民バスを今運行しているのは一体何になるのかというふうになりますので、その辺も特段の御配慮いただきながら、御議論をお願い申し上げたいと、こういうふうに思います。

以上です。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 我が河南の町長さんがタクシー券のことで申し上げましたけれども、これは議会で提言をいたしまして、75歳以上全部が対象になったといういきさつがあるんです。そういうことで私は分科会で煮詰めたとしても、よくそういう住民の理解を得られないような決め方になるのではないかなと心配もするんです。ですから、また言いますけれども、在任特例のようなものを設けて、やはり議員に大いに議論をさせて、きめ細かな行政をされるようにした方が、一番私は理想だと思うんです。一応、参考

のために。

土井議長 そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、これで協議第23号は継続協議とさせていただきます。

・協議第24号 下水道事業の取扱い(協定項目25-25)について

土井議長 次に、協議第24号 下水道事業の取扱い(協定項目25-25)についてを議題といたします。

建設部会長の方から説明させます。

門田建設専門部会長 それでは、下水道事業の取扱い(協定項目25-25)について御説明申し上げます。

資料の方は41ページから68ページまででございます。

説明に入る前に資料の訂正をお願いします。

45ページの項目2、下の段でございますが、下水道使用料に関する調整の具体的内容の下から3段目この「また、徴収業務については」のまたが2回ここで使われておりますので、下の3段目の「また」を「なお」に訂正させていただきます。

また、同じく47ページの下段の調整の具体的内容についての下から3段目についても、同じようにこの「また」を「なお、負担金の減免」「なお」に訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、提案の理由について、63ページをお開き願います。

下水道事業の取扱いについての提案の理由でございます。下水道事業については、1市6町それぞれ、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業などその事業手法・規模等に違いがありますが、住民の生活環境の改善、水質の保全、浸水の防止等を図るため、継続して実施している事業でございます。各市町においては、地方公営企業等として、独立採算制を原則としているため、下水道使用料、受益者負担金(分担金)の賦課、助成制度については、1市6町それぞれ独自の制度を採用しております。このため、合併の際、住民生活に影響を及ぼさないよう十分検討し、新市において制度の効率的な運用と円滑な統一について調整することが適当と考えられます。これらを踏まえ、住民の理解を得て事業を推進するためには、新市において十分検討する必要があり、当面、現行のとおり新市に引き継ぐ旨の調整方針とします。

次に、41ページの方に戻っていただきます。ただいまの提案についての調整方針でございますが、5項目でございます。

1が下水道に関する事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、速やかに事業計画を策定し事業の推進を図ります。

2として、下水道使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、段階的に調整し、合併後5年以内に統一料金とする。また、農業集落排水事業に係る使用料については合併後5年以内に公共下水道との整合性を図る。なお、徴収業務については上水道の料金徴収と合わせて行うよう合併時まで調整する。

3、下水道事業受益者負担金(分担金)については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後5年以内に算定基準の統一を図る。また、前納報奨金制度については合併後5年以内に廃止する。なお、負担金の減免、督促手数料、延滞金については石巻市の例により合併時に統一する。

4、普及促進対策に係る助成制度については、既存の制度等を再編し、合併時に新たな制度として創設する。なお、各種工事費の補助制度については現行のとおり新市に引き継ぐ。

5、排水設備工事指定店の指定手数料については石巻市、牡鹿町の例により合併時に統一する。

次に、内容について御説明申し上げます。42ページから45ページの中段までは、下水道の事業に関する計画等を載せてございます。

次に、44ページから47ページの中段までは、下水道の使用料について載せてございます。この項目1の下水道使用料については、雄勝町と桃生町がこの表にございますが、この年度で制定を予定しております。他の1市4町については既に供用開始しております。

次に、46ページの(2)使用水量算定方法でございますが、この河北町が1)上水道のみ使用の場合、上水道使用量の8割でもって算定しております。他の市町におきましては、上水道使用量で算定いたしております。それで、下水道の使用料金試算表を60ページの方に参考資料として載せてございます。

次に、3の受益者負担金に関することにつきましては、46ページの中段から51ページまででございます。負担金と賦課の算定について載せてございます。負担金につきましても、(2)の表に明示しておりますが、雄勝町と桃生町で使用料と同様に、こ

の年度で制定を予定してございます。負担金の減免については、61ページから62ページに減免基準を参考資料として載せてございます。

次に、4の普及促進対策に係る助成制度については、52ページから59ページの下段まででございます。

次に、5番の、大変申し訳ございませんが、1ページ分節約したのか、大分小さな字で排水設備設置工事指定店の指定手数料について載せてございます。調整方針の内容の説明でございます。

それから、資料といたしまして、64ページから66ページまで法令等の抜粋を載せてございます。

67ページ、68ページは先進事例でございます。

以上で下水道事業の取扱いについて説明を終らせていただきます。よろしくお願いたします。

土井議長 説明終わりましたが、質問ありますか。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということですが、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 それでは、協議第24号は継続協議とさせていただきます。

(4) その他

・石巻地域合併協議会住民懇談会開催要領(案)及び日程について

土井議長 次に、次第(4)のその他に移ります。石巻地域合併協議会住民懇談会開催要領(案)及び日程について事務局から説明させます。

鈴木計画担当次長 それでは、69ページをお開きいただきますでしょうか。

69ページの方に石巻地域合併協議会住民懇談会開催要領(案)を提出させていただいております。この住民懇談会につきましては、法定協議会の事業計画の中でも位置付けられている事業でございます。この住民懇談会全体では2回を予定しております。1回目は今回提案しております新市まちづくり計画中間案を住民の方々にお示しして意見、要望をお伺いすると。それから、2回目につきましては、まちづくり計画の全体が固まりしだいお示しすると同時に、各合併協定項目が大筋合意になった段階で住民の方々へ説明する懇談会を予定しております。今回は第1回目の新市まちづくり計画中間案の概要を示しての懇談会というふうに位置付けでございます。その辺が

1 番目の開催趣旨に記述してございまして、開催趣旨につきましては、一つは新市まちづくり計画中間案の概要をお示ししまして、同計画に対する意見、要望を把握すると。もう一つは、石巻地域合併協議会での協議状況を御説明いたしまして、当地域における市町村合併についての住民各位の理解を深めていただくために、この懇談会を開催するというふうに記述させていただいております。

2 番の主催につきましては、各市町で実際懇談会開催するということとなりますので、懇談会を円滑に運営するためにも、合併協議会及び開催市町の共催とするという形で記述させていただいております。

3 番の開催日程につきましては、70ページをおめくりいただけますでしょうか。これにつきましては、事前に各市町と日程等調整をさせていただきました。その結果、11月26日水曜日から12月19日までの間で、合計22会場で開催するということで事務方で調整させていただいております。なお、事務局につきましては、こちら2班体制で対応したいと考えてございます。

69ページに戻っていただきまして、4 番の懇談会の内容でございます。懇談会の内容といたしましては、1の開会あいさつ。それから、2としましてまちづくり計画中間案についての説明。それから、協定項目の協議状況についての事務局説明。それから、懇談ということで、住民の方々との意見交換、その他というような内容を考えてございます。

5 番の対応でございますけども、まず主催者の一つである協議会といたしましては、開催地選出の協議会委員の方にこの懇談会に出席していただければというように考えてございます。それから、開催市町といたしましては、協議会の幹事、それから、専門部会長又は部会委員が懇談会への対応というように考えてございます。

6 番の周知方法につきましては、ここにございますように積極的に広報活動を行いまして、多数の住民の方々の参加をお願いしたいと思っております。

それから、7 番目の資料といたしましては、先程新市まちづくり計画中間案、御確認いただきましたけども、そちらの概要版、アンケート結果など参考資料も加味しまして、住民の方々が分かりやすく中間案を御理解いただけますように概要版をつくりまして、御説明したいと思っております。それから、協定項目の協議状況説明資料を資料としては考えてございます。

資料としては以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

土井議長 質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それでは、住民懇談会開催要領及び日程について、原案どおり了承すること
でよろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 そのとおりさせていただきます。

・ 第7回 石巻地域合併協議会の日程について

土井議長 次に、第7回 石巻地域合併協議会の日程について、事務局から説明させま
す。

植松総務担当次長 それでは、71ページをお開きいただきたいと思います。

第7回の協議会につきましては、今月27日木曜日午前9時30分から、この会場にて
開催を予定してございます。

当日予定してございます案件につきましては、ここに記述したとおりでございます
が、4の協議事項の中で、協議事項の3、4、6につきましては、第1小委員会、そ
れから第2小委員会がこの協議会前にそれぞれ開催されることになっておりますの
で、その協議状況によりまして予定を載せたものでございます。それから、協議事項
で本日再継続になりました協議第13号の3財産の取扱いがここに新たに協議事項と
入ります。5番目の新規提案につきましては、ただいまのところ6件ほど用意してご
ざいます。

以上でございます。

土井議長 原案のとおり了承してよろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 それでは、そのとおり了承させていただきます。

5. その他

土井議長 これで、本日予定した議事は終了となりますが、委員の皆様方から何かござ
いませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということで、ないようですので、これで、本日の議事を終わらせてい
ただきますが、事務局から連絡事項がありますので、もうしばらくお待ちいただき

いと思います。

司会 それでは私の方から、小委員会関係の事務連絡をさせていただきます。

まず、第2小委員会の会議の時間でございますが、会議の準備の都合上、このあと10分ほど休憩させていただいたあと、開会させていただきたいと思います。

また、当会場は午後から他の団体が使用する予定になってございますので、この会場は正午でいったん閉じさせていただきまして、午後からは2階のディスカッションルームとなりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

次に、第1小委員会の開催通知を差し上げておりますけども、11月22日午前9時から、会場は宮城県石巻合同庁舎、当会場ではなく、合同庁舎が会場となりますので、場所のお間違えのないようにひとつよろしくお願いいたしたいと思います。

6. 閉会

司会 以上をもちまして、第6回石巻地域合併協議会を閉会させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

上記会議の経過は事務局長木村耕二の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成15年 月 日

石巻地域合併協議会

署名委員

署名委員